

厚生発0315第1号  
令和6年3月15日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件及び  
食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが  
明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和6年厚生労働省告示第82号）及び食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件（令和6年厚生労働省告示第83号）が本日告示され、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）及び食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（平成17年厚生労働省告示第498号。以下「対象外物質告示」という。）がそれぞれ改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

## 記

### 第1 改正の概要

#### 1 規格基準告示関係

以下の品目について、食品中の残留基準値を改正したこと（別紙参照）。

農薬イソフェタミド、動物用医薬品及び飼料添加物エトパペート、農薬キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル、農薬クロルフルアズロン、農薬テブフェンピラド、動物用医薬品ヒドロコルチゾン、農薬フルキサメタミド、農薬1-メチルシクロプロペン並びに動物用医薬品モサプリド

## 2 対象外物質告示関係

ケイ皮アルデヒドを対象外物質から削除し、農薬及び飼料添加物シンナムアルデヒドを対象外物質に追加したこと。

## 第2 適用期日

### 1 規格基準告示の改正に伴う残留基準値の適用について

告示の日から適用すること。ただし、表1に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して1年を経過した日から適用すること。なお、表2に掲げる食品の残留基準値は、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和5年厚生労働省告示第208号）に基づき、令和6年5月31日から適用すること。

<表1 告示の日から起算して1年を経過した日から適用する食品の残留基準値>

農薬等	食品
イソフェタミド	その他の野菜、レモン、グレープフルーツ及びライム
キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル	小豆類、らっかせい、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）、はくさい、芽キャベツ、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、アスパラガス、にんじん、セロリ、トマト、すいか、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、ほうれんそう、未成熟えんどう、りんご、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、綿実、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分及び乳
クロルフルアズロン	てんさい、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、ねぎ（リーキを含む。）、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、おうとう（チェリーを含む。）、茶、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分及び乳
テブフェンピラド	きゅうり（ガーキンを含む。）、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、レモン、グレープフルーツ、

農薬等	食品
テブフェンピラド（続き）	ライム、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、すもも（プルーンを含む。）、ラズベリー及びその他のベリー類果実
フルキサメタミド	なつみかんの果実全体、レモン、グレープフルーツ及びライム

＜表2 令和6年5月31日から適用する食品の残留基準値＞

農薬等	食品
イソフェタミド	未成熟いんげん、えだまめ及びグアバ
モサプリド	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓

## 2 規制対象について

告示の日から起算して1年を経過した日から改正後の残留基準値が適用される農薬等のうち、「第3 運用上の注意」1において、残留の規制対象を変更することと示しているものについては、規制対象の変更についても同日から適用すること。

## 3 対象外物質告示関係

告示の日から適用すること。

## 第3 運用上の注意

### 1 残留基準値関係

- (1) 別紙のうち残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01 ppm）を適用すること。ただし、エトパベートは、規格基準告示の「第1 食品の部A 食品一般の成分規格」の1に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当するため、表中にない食品に含有されるものであってはならないこと。
- (2) 今回残留基準値を設定する「イソフェタミド」の規制対象は、農産物及びはちみつにあってはイソフェタミドのみとし、畜産物にあってはイソフェタミド及び代謝物C【2-{3-メチル-4-[2-メチル-2-(3-メチルチオフェン-2-カルボキサミド)プロピオニル]フェノキシ}プロピオン酸】とすること。ただし、代謝物Cはイソフェタミドの濃度に換算すること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (3) 今回残留基準値を設定する「エトパベート」の規制対象は、エトパベートのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (4) ① 今回残留基準値を設定する「キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル」の規制対象は、キザロホップエチル、キザロホップPエチル、

キザロホップPテフリル及び代謝物B【2-[4-(6-クロロキノキサリン-2-イルオキシ)フェノキシ]プロピオン酸】（加水分解により代謝物Bに変換される代謝物を含む。）とすること。ただし、キザロホップエチル、キザロホップPエチル、キザロホップPテフリル及び加水分解により代謝物Bに変換される代謝物は、代謝物Bの濃度に換算すること。なお、プロパキザホップが検出された場合など、代謝物Bの残留がプロパキザホップの使用によることが明らかな場合には、プロパキザホップに係る規格基準を適用することとし、キザロホップエチル及びキザロホップPテフリルに係る規格基準によらないこと。

- (4)ー② なお、改正前の残留の規制対象は、農産物及び畜産物にあつては、キザロホップエチルを代謝物B【2-[4-(6-クロロキノキサリン-2-イルオキシ)フェノキシ]プロピオン酸】に換算したもの、キザロホップPテフリルを代謝物Bに換算したもの、代謝物B及び加水分解により代謝物Bに変換される代謝物を代謝物Bに換算したものの和とし、魚介類にあつては、キザロホップエチルを代謝物Bに換算したもの、代謝物B及び加水分解により代謝物Bに変換される代謝物を代謝物Bに換算したものの和であること。ただし、キザロホップエチルにはキザロホップPエチルが含まれ、代謝物BにはキザロホップPが含まれるものとする。ただし、プロパキザホップが検出された場合など、代謝物Bの残留がプロパキザホップの使用によることが明らかな場合には、プロパキザホップに定められた規格基準を適用することとし、キザロホップエチル及びキザロホップPテフリルに係る規格基準によらないこと。
- (5) 今回残留基準値を設定する「クロルフルアズロン」の規制対象は、クロルフルアズロンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (6) 今回残留基準値を設定する「テブフェンピラド」の規制対象は、テブフェンピラドのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (7) 今回残留基準値を設定する「ヒドロコルチゾン」の規制対象は、ヒドロコルチゾンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (8) 今回残留基準値を設定する「フルキサメタミド」の規制対象は、フルキサメタミドのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (9) 今回残留基準値を設定する「1-メチルシクロプロペン」の規制対象は、1-メチルシクロプロペンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

- (10) 今回残留基準値を設定する「モサプリド」の規制対象は、モサプリド及び代謝物M-1【*デス-p*-フルオロベンジルモサプリド】とすること。ただし、代謝物M-1はモサプリドの濃度に換算すること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

## 2 その他

- (1) 今般の残留基準値の設定に併せ、今後、農林水産省において、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づき、農薬イソフェタミド、農薬キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル、農薬クロルフルアズロン、農薬フルキサメタミド並びに農薬1-メチルシクロプロペンに係る適用拡大のための変更登録が行われる予定であること。
- (2) 「すいか」、「メロン類果実」、「まくわうり」、「みかん」、「びわ」、「もも」及び「キウイー」に設定されている残留基準値について現行の残留基準値を削除する場合並びに残留基準値を設定又は改正する農薬等であって、「すいか」、「メロン類果実」、「まくわうり」、「みかん」、「びわ」、「もも」及び「キウイー」に残留基準値を設定しない場合、別に規定する場合を除き、「すいか（果皮を含む。）」、「メロン類果実（果皮を含む。）」、「まくわうり（果皮を含む。）」、「みかん（外果皮を含む。）」、「びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）」、「もも（果皮及び種子を含む。）」及び「キウイー（果皮を含む。）」としてそれぞれ一律基準（0.01 ppm）を適用すること。

## 別紙

## 農薬イソフェタミド（殺菌剤）

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
大豆	0.05	0.05
小豆類	0.09	0.09
えんどう	0.09	0.09
そら豆	0.09	0.09
その他の豆類	0.09	0.09
はくさい	○ 7	
キャベツ	9	9
カリフラワー	○ 15	
ブロッコリー	○ 15	
その他のあぶらな科野菜	○ 15	
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	○ 90	80
たまねぎ	0.05	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	0.6	0.6
トマト	6	6
なす	2	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	1	1
すいか（果皮を含む。）	○ 2	
メロン類果実（果皮を含む。）	2	2
未成熟えんどう	20	20
未成熟いんげん	注) 0.6	0.6
えだまめ	注) 0.6	0.6
その他の野菜	● 0.6	2
みかん（外果皮を含む。）	7	7
なつみかんの果実全体	4	4
レモン	● 3	7
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	7	7
グレープフルーツ	● 4	7
ライム	● 3	7
その他のかんきつ類果実	7	7
りんご	0.6	0.6
日本なし	0.6	0.6
西洋なし	0.6	0.6
マルメロ	0.6	0.6
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.6	0.6
もも（果皮及び種子を含む。）	5	5
ネクタリン	3	3

農薬イソフェタミド（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
あんず（アプリコットを含む。）	3	3
すもも（プルーンを含む。）	0.8	0.8
うめ	8	8
おうとう（チェリーを含む。）	10	10
いちご	7	7
ラズベリー	4	4
ブラックベリー	4	4
ブルーベリー	5	5
クランベリー	5	5
ハックルベリー	5	5
その他のベリー類果実	10	10
ぶどう	10	10
かき	1	1
キウイ（果皮を含む。）	10	10
グアバ	注)	
パッションフルーツ	10	10
その他の果実	10	10
ごまの種子	0.02	0.02
なたね	0.02	0.02
その他のオイルシード	0.02	0.02
アーモンド	0.01	0.01
その他のスパイス	40	40
その他のハーブ	0.02	0.02
牛の筋肉	0.02	0.02
豚の筋肉	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02
牛の脂肪	0.02	0.02
豚の脂肪	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.02
牛の肝臓	0.07	0.07
豚の肝臓	○ 0.07	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.07	0.07
牛の腎臓	0.07	0.07
豚の腎臓	○ 0.07	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.07	0.07
牛の食用部分	0.07	0.07

農薬イソフェタミド（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の食用部分	○ 0.07	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.07	0.07
乳	0.01	0.01
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01
はちみつ	○ 0.05	

動物用医薬品及び飼料添加物エトパベート（抗原虫剤／合成抗菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の筋肉	0.04	0.04
その他の家きんの筋肉	5	5
鶏の脂肪	0.04	0.04
その他の家きんの脂肪	5	5
鶏の肝臓	0.04	0.04
その他の家きんの肝臓	20	20
鶏の腎臓	0.04	0.04
その他の家きんの腎臓	20	20
鶏の食用部分	0.04	0.04
その他の家きんの食用部分	20	20

農薬キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル（除草剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
小麦	○ 0.05	
大麦	○ 0.05	
そば	○ 3	
大豆	○ 0.5	0.3
小豆類	● 0.1	0.2
えんどう	0.2	0.2
そら豆	0.2	0.2
らっかせい	● 0.02	0.1
その他の豆類	0.2	0.2
ばれいしょ	0.1	0.1
かんしょ	● 0.05	0.1
やまいも（長いものをいう。）	● 0.05	0.1
てんさい	0.1	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.2	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	10	10
はくさい	● 0.02	0.3
キャベツ	0.3	0.3
芽キャベツ	●	0.3
カリフラワー	0.05	0.05
ブロッコリー	○ 0.7	
ごぼう	○ 0.02	
たまねぎ	● 0.02	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	●	0.05
にんにく	●	0.05
アスパラガス	● 0.02	0.3
にんじん	● 0.05	0.1
セロリ	● 0.1	0.3
トマト	● 0.02	0.05
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.02	0.02
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.02	0.02
すいか	● 0.02	0.05
メロン類果実	●	0.02
メロン類果実（果皮を含む。）	● 0.02	
ほうれんそう	●	0.05
未成熟えんどう	● 0.05	0.2
未成熟いんげん	0.2	0.2
えだまめ	0.3	0.3

農薬キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
その他の野菜	0.02	0.02
みかん（外果皮を含む。）	0.01	
なつみかんの果実全体	0.01	
レモン	0.01	
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.01	
グレープフルーツ	0.01	
ライム	0.01	
その他のかんきつ類果実	0.01	
りんご	● 0.01	0.05
もも	● /	0.05
もも（果皮及び種子を含む。）	● 0.01	/
いちご	● 0.02	0.05
ラズベリー	●	0.05
ブラックベリー	●	0.05
ブルーベリー	●	0.05
クランベリー	●	0.05
ハックルベリー	●	0.05
その他のベリー類果実	●	0.05
ぶどう	● 0.01	0.02
かき	0.01	
パイナップル	0.05	0.05
ひまわりの種子	○ 3	0.05
べにばなの種子	○ 3	0.01
綿実	● 0.05	0.1
なたね	1	1
その他のオイルシード	0.05	0.05
その他のスパイス	0.01	
その他のハーブ	2	2
牛の筋肉	0.02	0.02
豚の筋肉	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02
牛の脂肪	0.05	0.05
豚の脂肪	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05
牛の肝臓	● 0.05	0.1
豚の肝臓	● 0.05	0.1

農薬キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.05	0.1
牛の腎臓	● 0.05	0.1
豚の腎臓	● 0.05	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.05	0.1
牛の食用部分	● 0.05	0.1
豚の食用部分	● 0.05	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.05	0.1
乳	● 0.01	0.04
鶏の筋肉	0.02	0.02
その他の家きんの筋肉	0.02	0.02
鶏の脂肪	0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05
鶏の肝臓	0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05
鶏の腎臓	0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05
鶏の食用部分	0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05
鶏の卵	0.02	0.02
その他の家きんの卵	0.02	0.02
魚介類	0.1	0.1
はちみつ	○ 0.05	

農薬クロルフルアズロン（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
大豆	0.2	0.2
かんしょ	0.05	0.05
やまいも（長いものをいう。）	0.05	0.05
てんさい	●	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	● 0.01	0.03
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	● 0.6	0.7
はくさい	0.3	0.3
キャベツ	○ 0.4	0.1

農薬クロルフルアズロン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
カリフラワー	0.3	0.3
ブロッコリー	0.2	0.2
ごぼう	0.01	
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	2	2
その他のきく科野菜	1	1
ねぎ（リーキを含む。）	● 0.3	0.5
わけぎ	0.3	0.3
トマト	1	1
ピーマン	1	1
なす	0.5	0.5
その他のなす科野菜	2	2
すいか	● /	0.05
すいか（果皮を含む。）	● 0.2	/
メロン類果実	● /	0.05
メロン類果実（果皮を含む。）	● 0.2	/
オクラ	0.5	0.5
未成熟えんどう	0.7	0.7
未成熟いんげん	2	2
えだまめ	1	1
その他の野菜	2	2
りんご	2	2
日本なし	0.8	0.8
西洋なし	0.8	0.8
もも	● /	0.05
もも（果皮及び種子を含む。）	● 0.5	/
おうとう（チェリーを含む。）	● 0.4	0.5
いちご	0.5	0.5
ぶどう	1	1
かき	0.5	0.5
茶	● 5	10
その他のハーブ	2	2
牛の筋肉	● 0.01	0.02
豚の筋肉	● 0.01	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	● 0.01	0.02
牛の脂肪	● 0.2	0.4
豚の脂肪	● 0.2	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.2	0.4

農薬クロルフルアズロン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の肝臓	● 0.02	0.03
豚の肝臓	● 0.02	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.02	0.03
牛の腎臓	● 0.01	0.02
豚の腎臓	● 0.01	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.01	0.02
牛の食用部分	● 0.02	0.03
豚の食用部分	● 0.02	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.02	0.03
乳	● 0.02	0.03
鶏の筋肉	○ 0.04	0.02
その他の家きんの筋肉	○ 0.04	0.02
鶏の脂肪	○ 0.3	0.2
その他の家きんの脂肪	○ 0.3	0.2
鶏の肝臓	○ 0.04	0.02
その他の家きんの肝臓	○ 0.04	0.02
鶏の腎臓	○ 0.04	0.02
その他の家きんの腎臓	○ 0.04	0.02
鶏の食用部分	○ 0.04	0.02
その他の家きんの食用部分	○ 0.04	0.02
鶏の卵	○ 0.04	0.02
その他の家きんの卵	○ 0.04	0.02
はちみつ	0.05	0.05

農薬テブフェンピラド（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小豆類	0.2	0.2
さといも類（やつがしらを含む。）	0.05	0.05
トマト	0.8	0.8
なす	0.5	0.5
その他のなす科野菜	○ 0.5	
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 0.3	0.5

農薬テブフェンピラド（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
すいか	● /	0.05
すいか（果皮を含む。）	● 0.07	/
メロン類果実	● /	0.05
メロン類果実（果皮を含む。）	● 0.2	/
その他の野菜	3	3
みかん	● /	0.05
みかん（外果皮を含む。）	● 1	/
なつみかんの果実全体	0.7	0.7
レモン	● 0.5	1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	1	1
グレープフルーツ	● 0.7	1
ライム	● 0.5	1
その他のかんきつ類果実	1	1
りんご	1	1
日本なし	0.5	0.5
西洋なし	0.5	0.5
もも	● /	0.03
もも（果皮及び種子を含む。）	● 1	/
ネクタリン	0.4	0.4
あんず（アプリコットを含む。）	0.4	0.4
すもも（プルーンを含む。）	●	0.2
おうとう（チェリーを含む。）	1	1
いちご	1	1
ラズベリー	●	0.2
その他のベリー類果実	●	2
ぶどう	0.5	0.5
かき	0.3	0.3
パパイヤ	0.5	0.5
マンゴー	0.2	0.2
その他の果実	0.3	0.3
茶	2	2
その他のスパイス	5	5
はちみつ	○ 0.05	

動物用医薬品ヒドロコルチゾン（副腎皮質ホルモン）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
乳	0.01	0.01

農薬フルキサメタミド（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
とうもろこし	0.01	0.01
大豆	0.01	0.01
小豆類	0.01	0.01
えんどう	0.01	0.01
そら豆	0.01	0.01
その他の豆類	0.01	0.01
さといも類（やつがしらを含む。）	0.01	0.01
かんしょ	0.01	0.01
やまいも（長いものをいう。）	0.01	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.07	0.07
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	7	7
かぶ類の根	○ 0.1	
かぶ類の葉	○ 8	
はくさい	0.8	0.8
キャベツ	1	1
ケール	2	2
こまつな	2	2
きょうな	2	2
チンゲンサイ	2	2
カリフラワー	2	2
ブロッコリー	2	2
その他のあぶらな科野菜	2	2
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	10	10
その他のきく科野菜	10	10
たまねぎ	0.01	0.01
ねぎ（リーキを含む。）	2	2
にんにく	○ 0.05	
にら	6	6
アスパラガス	1	1
その他のゆり科野菜	0.05	0.05

農薬フルキサメタミド（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
トマト	1	1
ピーマン	2	2
なす	0.3	0.3
その他のなす科野菜	○ 4	
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.4	0.4
すいか（果皮を含む。）	0.2	0.2
メロン類果実（果皮を含む。）	0.4	0.4
オクラ	2	2
しょうが	0.02	0.02
未成熟えんどう	3	3
未成熟いんげん	2	2
えだまめ	4	4
その他の野菜	4	4
みかん（外果皮を含む。）	0.7	0.7
なつみかんの果実全体	● 0.5	0.7
レモン	● 0.5	0.7
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.7	0.7
グレープフルーツ	● 0.5	0.7
ライム	● 0.5	0.7
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7
もも（果皮及び種子を含む。）	0.3	0.3
ネクタリン	0.3	0.3
あんず（アプリコットを含む。）	0.9	0.9
すもも（プルーンを含む。）	0.05	0.05
うめ	0.9	0.9
いちご	1	1
ぶどう	0.7	0.7
その他の果実	0.7	0.7
茶	6	6
その他のスパイス	4	4
その他のハーブ	20	20
魚介類	0.09	0.09
はちみつ	0.05	0.05

農薬1-メチルシクロプロペン（植物成長調整剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ばれいしょ	0.01	0.01
ブロッコリー	0.01	
にんじん	0.01	
トマト	0.01	
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.01	
メロン類果実（果皮を含む。）	0.01	
りんご	0.01	0.01
日本なし	0.01	0.01
西洋なし	0.01	0.01
ネクタリン	0.01	
あんず（アプリコットを含む。）	0.01	
すもも（プルーンを含む。）	0.01	0.01
かき	0.01	0.01
バナナ	0.01	0.01
キウイー（果皮を含む。）	0.01	0.01
アボカド	0.01	

動物用医薬品モサプリド（消化器官用薬）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.04	0.04
牛の脂肪	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2
牛の肝臓	0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	注) 0.7	0.7
牛の腎臓	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.4	0.4
牛の食用部分	0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.7	0.7
乳	○ 0.07	0.01

## 脚注

※○：令和6年3月15日適用（基準値を引き上げる品目等）

●：令和7年3月15日適用（基準値を引き下げる品目等）

- ・ 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01 ppm）が適用される。ただし、エトパペートは、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。
- ・ 注）「未成熟いんげん」、「えだまめ」及び「グアバ」に設定されているイソフェタミドの残留基準値並びに「その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓」に設定されているモサプリドの残留基準値については、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和5年厚生労働省告示第208号）に基づき、令和6年5月30日までは、「未成熟いんげん」は2 ppm、「えだまめ」は2 ppm、「グアバ」は5 ppm及び「その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓」は1 ppmが適用される。

## 参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちししゃを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちや(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。